



特集 7 あなたが住む街の電子自治体への取組 その2

1 目的と概略

1.1 自治体クラウド推進を通じた効率のよい電子自治体の実現

総務省では平成23年度を自治体クラウドの本格的な普及開始期と位置付け、全国の自治体に向けて情報発信とともに、あわせて当協会においても自治体クラウドに関する先進事例紹介を行うことで普及啓発活動を推進しています。自治体クラウドの取り組み状況や地域情報プラットフォーム標準仕様との関係性については、本誌秋号（Future vol. 15 No. 1）で既に述べた通りであり、この中で奈良県における自治体クラウドの事例についてご紹介しました。本誌においては更にいくつかの自治体クラウドの事例紹介を行うとともに、既に構築されている自治体クラウドの類型化を通して、今後の自治体クラウドの普及に向けた論点を整理してみたいと思います。

1.2 自治体クラウド推進に向けた現状の動き

総務省では、平成21年度補正予算による自治体クラウド開発実証事業や、その他の関連する事業等を通じて自治体クラウドにおける技術的な検証をするとともに、本格的な自治体クラウドの全国展開に向けた標準仕様（「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書（平成22年度版）第1.0版」）の策定を進めてきました。また平成22年には、「地方公共団体におけるASP/SaaS導入ガイドライン」を取りまとめ、ASP/SaaS調達に関する留意事項等の整理を行っているところです。

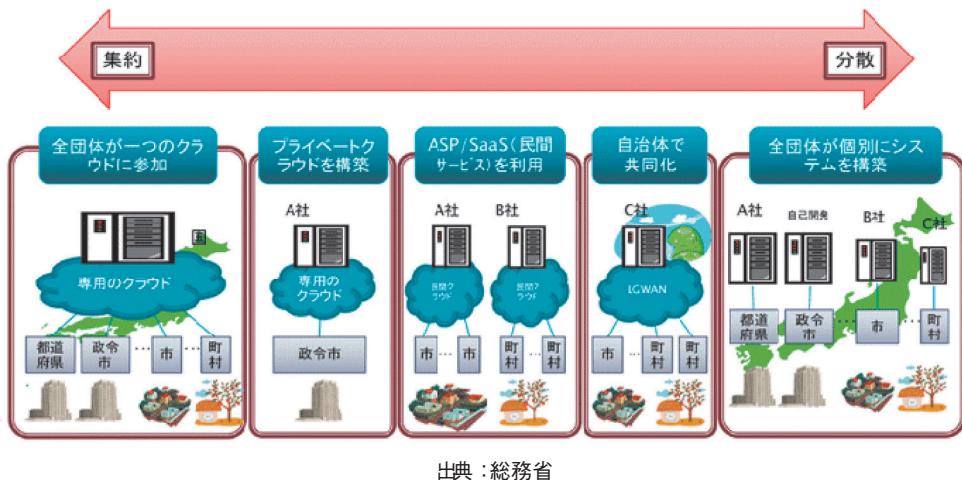
一方、現在、政府においては、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度（以下「番号制度等」という。）の導入に向けた検討が進められており、先般、番号制度等に関する制度設計の内容等今後の方向性を示す『社会保障・税番号制度大綱』（以下「大綱」という。）（平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部）が示されたところです。番号制度等は、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることの確認を行うための基盤を提供するものであり、これにより地方自治体を含む様々な団体間の情報の連携が図られることから、前述の総務省における政策と同期がとられ、最終的に国民本位の行政サービスの実現へと結実することが期待されるところです。

平成23年度においては、総務省の自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）で、地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとしつつ、番号制度等の検討に対応した情報連携基盤と自治体業務システムとの円滑な業務データ連携を可能とするための連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証するとともに、自治体クラウド開発実証事業から抽出された課題に対して「自治体クラウドの円滑なデータ移行等に関する研究会」（座長：須藤修東京大学大学院教授）を立ち上げ、クラウド間における円滑なデータ移行の方策や、外字の取り扱い等の課題解決に向け具体的な検討がなされているところです。

1.3 自治体クラウド導入において自治体が取り組むべきこととは

総務省では、自治体クラウドの典型的な構築モデルを下記に示すような形態を示しています。

団体規模や団体の置かれた環境（地理的条件、市場環境等）によって最適化の取組は異なる。

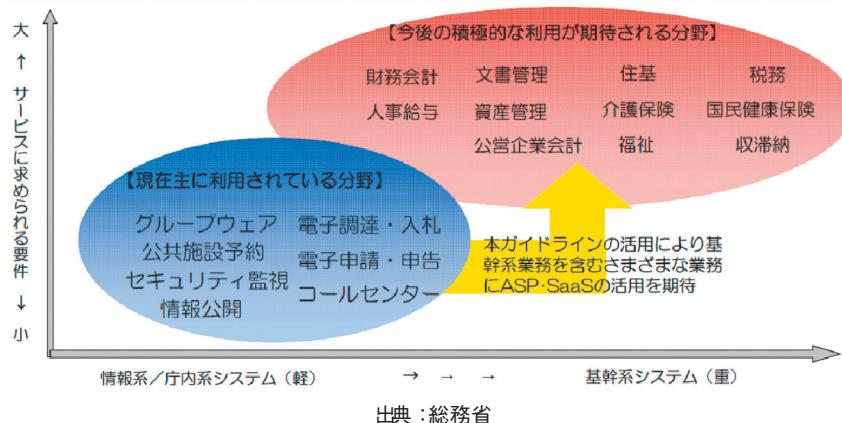


上図のように、基礎自治体の規模により概ね5パターンの自治体クラウドのあり方が示されています。また自治体の様々な業務の中でも、クラウド化に適している業務とそうでない業務とがあり、今まででは電子申請・申告、電子調達等の電子行政サービス（いわゆるe-gov）がASP/SaaS化やクラウド化の中心となっていました。今後は、更に住民記録や税情報関係の基幹系業務システムや、財務会計や人事給与などの内部情報系システムがクラウド化されて、本格的に全国に自治体クラウドが普及するか否かの重要な局面を迎えているところです。

51

ASP・SaaSに適したアプリケーション

- ASP・SaaSは事業者があらかじめ仕様を定めた既製のサービスを利用することになるため、地方公共団体においては、ASP・SaaSの利用にあたっては、従来のカスタマイズと異なり業務の態様をサービスに合わせていく作業が重要。
- 現状においては、地方公共団体の調達仕様が比較的シンプルないわゆる情報系／府内系システムにおける利用が中心であるが、自治体クラウドなどによる情報システムの共同利用の進展を通じ、今後は業務フローの複雑な基幹系業務においても積極的な活用が期待される。





特集 7

あなたが住む街の電子自治体への取組 その2

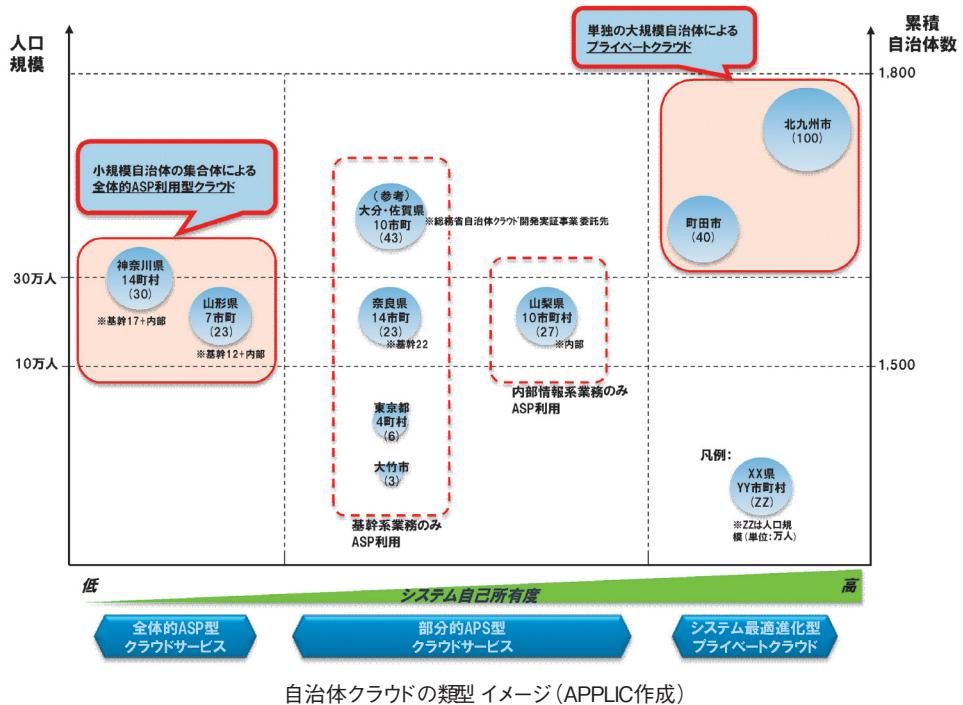
これまで基幹系業務システムは、自治体毎に様々なカスタマイズが入ることなどにより、システムを共同利用することは比較的困難な状況にありました。今後はクラウド化が推進される大きな流れの中で、クラウド上におかれた標準パッケージ製品を共同利用することにより「割り勘効果」や「法改正対応への適性化」を享受しつつ、反面、今までの業務のあり方を見直して、自治体にとってより効率的な業務フローの再構築が求められることでしょう。

このように、自治体クラウドの導入には自治体側に痛みが伴う場合がありますが、総務省の旗振りの元で、全国の自治体が自治体クラウドを通じた本格的な業務改革に取り組むかどうかの正念場が来ていると言えます。

1.4 多様な自治体クラウドのありかた

本誌秋号 (Future vol. 15 No. 1)では、図中における「部分的ASP型のクラウドサービス」の典型事例として、基幹系業務 (例えば住民情報関連業務、地方税業務、国民健康保険業務等の法定事務)の22業務を共同利用する「奈良県14市町自治体クラウド」の事例を紹介しました。その後、当協会での自治体クラウドの事例調査を通じ、既に構築 (予定も含む)されている自治体クラウドの事例としては、大きく30万人以上の政令市等によるプライベートクラウドと、10万人以下の基礎自治体の集合体 (集合体の人口規模としてはおおよそ20~30万人)による全体的ASP型のクラウドサービスに大きく大別できることがわかりました。

ただし現在は、山梨県10市町村等による電子調達・電子申請などの電子行政サービスを含む内部情報系業務 (例えば人事給与業務、財務会計業務等の非法定事務)の部分的ASP型のクラウドサービスの形態が先行している傾向にありますが、長期的には基幹系業務を含み全てのシステムを自治体が自ら所有せず、かつ複数の自治体が集合することによる最大の「割り勘効果」を享受しうる全体的ASP型のクラウドサービスに集約される可能性が高いことが想定されます。



北九州市等の100万人規模の政令市と10万人以下の町村とでは、またシステムの構築運用に係る費用やシステムの在り方そのものにも大きな差があります。例えば、住民情報を対象とする基幹系業務システムは、システムの構築運用に係わる費用はほぼ人口規模に比例しますが、電子行政サービスや内部情報系業務システムは、程度の差はあるにせよ人口規模にそれほど左右されないと言わわれているためです。したがって10万人以下の町村においては、システムにかかるトータルコストの負担が特に大きい内部情報系業務システムのASP型のクラウドサービス利用が先行し、続いて基幹系業務システムのクラウドサービスに発展する形態をとるのが合理的です。一方、政令市では、システム最適化計画の中において、仮想化技術などを駆使して両業務システムを一気にプライベートクラウド化を図る形態が一般的になっているようです。

現在、10万人以下の市町村の集合体による共同利用については、一部の先進的な自治体から徐々に普及浸透が始まっている状況にありますが、根本的な共同利用を開始するに当たりグランドデザイン（共同利用の対象範囲となる自治体をどのように考えるかや、共同利用の対象となるサービスの範囲やその導入時期等）の策定は各々自治体の裁量に任されている状況です。このため、自治体によっては共同利用のコミュニティー形成がそもそも困難であったり、あるいは県域を越す共同利用を余儀なくされるケースも今後散見されることも予想されます。したがって、特に10万人以下の規模の自治体において本格的に自治体クラウドを普及浸透させていくためには、共同利用を原則として対象自治体の範囲とそのサービスの範囲をどう考えるのか、また共同利用のために生じる業務標準化(BPRを含む)等の課題をどう解決するか等、基本的な考え方の整備も必要があると思われます。

以上のような背景を踏まえながら、本誌では「部分的ASP型のクラウドサービス」として広島県大竹市と東京都西多摩郡4町村、「全体的ASP型のクラウドサービス」として神奈川県14村、「システム最適化型のプライベートクラウド」として町田市のケースを自治体クラウドの事例としてご紹介します。いずれの事例も地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したユニット製品を採用することで、短時間かつ効率的に自治体クラウドを実現している先進的な事例ということができます。今後の自治体クラウドサービスの導入において、ご参考となれば幸いです。

なお、地域情報プラットフォーム標準仕様の詳細等につきましては、財団法人全国地域情報化推進協会サイト内技術専門委員会ページ (<http://www.aplic.or.jp/tech/>) のリンク「成果物」からご覧になることができます。是非ともご覧ください。